

Ⅱ 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組1 いのちの授業 ⁵ の取組																							
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 第11回「いのちの授業」大賞の作文等募集において、12,353編の応募があり、表彰式を実施した。あわせて、「第11回『いのちの授業』大賞文集」を作成し、配付した。 公立小・中学校合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体でいのちを大切にすることを育む取組を推進した。 各県立学校では、授業や講話等で、高校生向け教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を活用するとともに、校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について周知した。 <p>【令和5年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>事例数</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園</td> <td>88</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 健康「防災教室『様々な災害から命を守る行動』」 人間関係「友だちの頑張る姿を応援する気持ちをもつ」 </td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>914</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道徳「自分が生きているということについて考え、命を大切にしようとする心情を育てる」 生活「植物を育てて収穫し、大地の恵みに感謝して味わおう」 </td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>446</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道徳「命の大切さ『がんとともに生きる』」 総合的な学習の時間「性教育『将来に繋がる自分の身体』」 </td> </tr> <tr> <td>高等学校及び中等教育学校</td> <td>320</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地歴・公民・社会「太平洋戦争から『いのち』の尊さについて考える」 保健体育「応急手当の意義とその基本（心肺蘇生法）」 </td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>68</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保健体育「心と体の学習」 道徳「友だちの良いところ探し」 </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,836</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		校種	事例数	具体例	幼稚園及び認定こども園	88	<ul style="list-style-type: none"> 健康「防災教室『様々な災害から命を守る行動』」 人間関係「友だちの頑張る姿を応援する気持ちをもつ」 	小学校	914	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「自分が生きているということについて考え、命を大切にしようとする心情を育てる」 生活「植物を育てて収穫し、大地の恵みに感謝して味わおう」 	中学校	446	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「命の大切さ『がんとともに生きる』」 総合的な学習の時間「性教育『将来に繋がる自分の身体』」 	高等学校及び中等教育学校	320	<ul style="list-style-type: none"> 地歴・公民・社会「太平洋戦争から『いのち』の尊さについて考える」 保健体育「応急手当の意義とその基本（心肺蘇生法）」 	特別支援学校	68	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育「心と体の学習」 道徳「友だちの良いところ探し」 	計	1,836	
校種	事例数	具体例																					
幼稚園及び認定こども園	88	<ul style="list-style-type: none"> 健康「防災教室『様々な災害から命を守る行動』」 人間関係「友だちの頑張る姿を応援する気持ちをもつ」 																					
小学校	914	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「自分が生きているということについて考え、命を大切にしようとする心情を育てる」 生活「植物を育てて収穫し、大地の恵みに感謝して味わおう」 																					
中学校	446	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「命の大切さ『がんとともに生きる』」 総合的な学習の時間「性教育『将来に繋がる自分の身体』」 																					
高等学校及び中等教育学校	320	<ul style="list-style-type: none"> 地歴・公民・社会「太平洋戦争から『いのち』の尊さについて考える」 保健体育「応急手当の意義とその基本（心肺蘇生法）」 																					
特別支援学校	68	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育「心と体の学習」 道徳「友だちの良いところ探し」 																					
計	1,836																						
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 「第11回『いのちの授業』大賞文集」を活用し、「いのちの授業」の更なる普及啓発を図るとともに、いのちの大切さをテーマにした実践事例を収集・発信する。 																						

⁵ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面でいのちの大切さや他人へのおもいやりなどを伝え、共に学びあう取組。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組1 かながわ元気な学校ネットワーク推進会議 ⁶ を中心とした取組	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての子どもが安全・安心に学び育つ学校づくりに向け、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催するとともに、これからの学校の在り方について協議を行い、不登校対策等の施策に生かす取組を進めた。 ・ 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を52回実施した。 ・ 地域の大人たちが子どもの育ちを応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表等を行った。 ・ 学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組が更に充実していくことをめざしかながわ元気な学校づくり通信「はにいい」を発行するなど、各学校等で行われている様々な取組に関する情報を収集し、具体の姿を広く発信した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を引き続き実施するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラム等で取組の実施方法を継続して検討する。 ・ 元気な学校ネットワークの理念や推進会議における協議の内容等を、引き続き、様々な事業に生かし、すべての子どもが安全・安心に学び育つ学校づくりに取り組み、問題行動や不登校の未然防止を図る。 ・ 魅力ある学校づくりの取組の効果を、引き続き、普及するとともに、子どもたちの声を教育活動の改善に生かす取組の普及を図る。 ・ 学校や子どもたちに、自らの取組に自信を深めてもらうとともに、他校の実践例を取り入れ、取組が更に充実していくよう発行を継続していく。また、県のホームページ等を活用し、保護者や地域の方に対し、学校の教育活動や生徒指導の意義等の理解について普及・啓発を図る。
取組2 小・中学校の道徳教育の一環としての取組	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちがいじめについて考える、道徳科の指導資料「かながわ『いのちの授業』指導資料 いじめについて考える」を各市町村教育委員会、各公立小・中学校へ配付し、いじめの傍観者ではなく、いじめを止める仲裁者の大切さを考える指導の促進に取り組んだ。 ・ 新たに「かながわ『いのちの授業』指導資料 いじめについて考える」(情報と向き合う)を作成し、ホームページ等で周知した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を対象とした各地区の協議会等において、「かながわ『いのちの授業』指導資料 いじめについて考える」を活用する。 ・ 各市町村教育委員会等が開発した優れた教材や各学校等で取り組まれている授業実践の好事例などを収集し、周知することで、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐ道徳教育の普及を図る。

⁶ かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進するために設置した会議。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組1 スクールカウンセラー ⁷ の配置・活用	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市を除く）では、すべての公立中学校174校（中学校区⁸の小学校にも対応）に配置し、スクールカウンセラーが週2回勤務する重点配置校を24校から90校に拡大した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、教育相談体制の強化を図るため、スクールカウンセラーの配置を拡充し、すべての学校に週1日配置した。 スクールカウンセラーの資質向上のため、スクールカウンセラースーパーバイザー⁹（1名）を教育局に、スクールカウンセラーアドバイザー¹⁰（5名）を横須賀市と4教育事務所に配置した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市を除く）では、引き続き、スクールカウンセラーが週2回勤務する重点配置校を90校とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、引き続き、スクールカウンセラーをすべての学校に週1日配置し、教育相談体制の充実を図る。 家から出ることや、学校やフリースクール等に通うことが難しい子どもやその保護者に対して、1人1台端末等を活用し、スクールカウンセラーによる遠隔での面談を行う。 スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談等を実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において、緊急対応や問題解決に向けた教職員への指導・助言に特化した研修を実施する。
取組2 スクールソーシャルワーカー ¹¹ の配置・活用	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを、引き続き教育事務所に50名配置した。また、県立高等学校及び県立中等教育学校では、すべての学校に週1日配置した。 スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー¹²（2名）を教育局に配置するとともに、新たにスクールソーシャルワーカーアドバイザー¹³（4名）を教育事務所へ配置した。 ヤングケアラーや外国につながる児童・生徒への効果的な支援について事例収集し、スクールソーシャルワーカー等連絡協議会等において情報提供し、支援の充実を図った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に引き続き50名配置するとともに、スクールソーシャルワーカーアド

7 スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

8 中学校区

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

9 スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

10 スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

11 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

12 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

13 スクールソーシャルワーカーアドバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、教育事務所管内スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

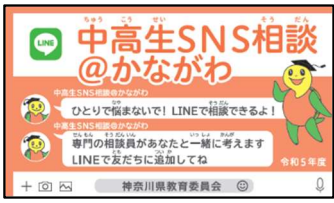
	<p>バイザーを4名配置し、各学校の教育相談体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校及び県立中等教育学校においては、引き続き、すべての学校に週1日配置するとともに、不登校の生徒の社会的自立に向けたサポートを行うスクールソーシャルワーカーを県立高等学校（30名）及び県立総合教育センター（1名）に新たに配置する。 ヤングケアラーや子どもの貧困など、子どもたちが抱える困難への理解促進や効果的な対応を行うため、福祉部局と更なる連携を図る。
取組3 不登校の児童・生徒への支援	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 不登校についての保護者向けリーフレットを、不登校相談会で配付するほか、市町村教育委員会及び各公立小・中学校や教育支援センター¹⁴等を通じて、保護者へ周知を図った。 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を9回開催し、延べ1,168名が来場した。 不登校の高校生の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて学習支援を含めた支援を行う「K-room」を44日開室し、延べ80名が利用した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> すべての中学校区（政令市を除く174区）に支援員を配置し、教室に入ることが難しい子どもの居場所や学びの場を確保する。 不登校の子どもの社会的自立を支援するため、新たにメタバースによる居場所や学びの場の提供など、フリースクール等との連携をより一層強化する。 県立総合教育センターにおける「K-room」での取組の成果を、各県立高校における不登校生徒等への支援に生かすため、成果を分析し、県立学校教育相談コーディネーター会議等で発信する。
取組4 中学校夜間学級¹⁵の円滑な運営	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村教育委員会の主管課長による「教育機会の確保に関する連絡協議会」を2回開催し、中学校夜間学級等に関する情報を共有するとともに、多様な学びの場の確保について協議した。 「相模原市立夜間中学広域連携協議会」を5回開催し、相模原市教育委員会、関係市町村教育委員会及び設置場所である、県立神奈川総合産業高等学校との協議を継続的に行った。また、在住市町教育委員会担当者と夜間学級職員の情報交換及び在住市町教育委員会担当者による生徒面談を実施した。 相模原市が設置する中学校夜間学級では、相模原市以外の市町村（横浜市、川崎市を除く）からも通学することができる広域的なしくみを取り入れており、15市町が参加している。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 「県教育委員会と自主夜間中学との意見交換会」を定期的で開催し、自主夜間中学との連携を強化することで、多様な学びの場の確保に努める。 令和7年度の入学希望者確保に向けて、中学校夜間学級での学びを必要とする方に情報が届くよう、効果的な広報を検討していくため、相模原市教育委員会及び関係市町村教育委員会と検討・協議する。 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村を15市町から更に拡大していくため、引き続き、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で参加を促す。

¹⁴ 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

¹⁵ 中学校夜間学級

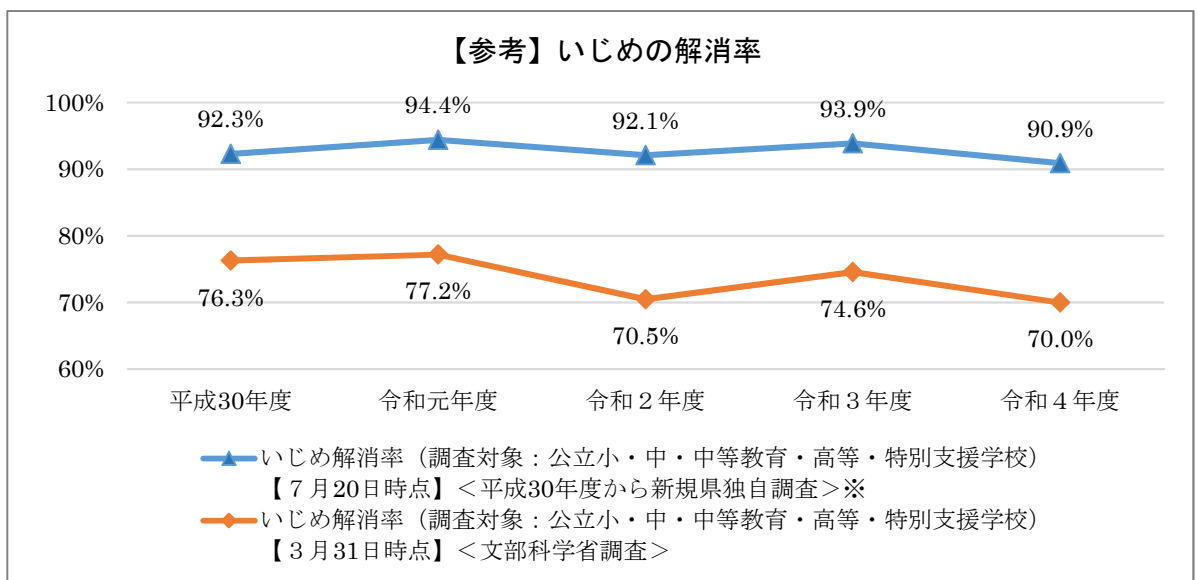
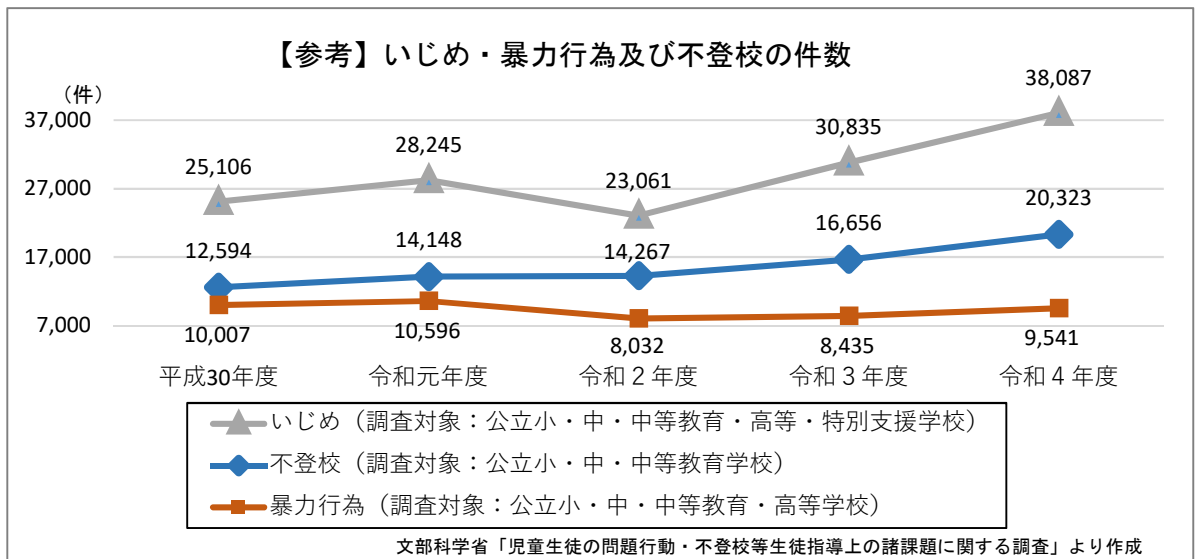
様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

取組5 学校緊急支援チーム ¹⁶ の派遣	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることのできる環境を整備するため、「学校緊急支援チーム」を23回派遣した。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、引き続き、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努める。 ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、引き続き、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図る。
取組6 ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修講座の実施	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者が、スクールソーシャルワーカーと協働し、医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実できるよう、公立小・中学校（政令市を除く）及び県立高校等で教育相談の中核を務める教員等を対象に、事例検討等の実践的な研修を行った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ より実効性のある研修となるよう、基礎的な講義を精選し、事例検討等の演習を拡充するなど、内容の工夫・改善を図る。 ・ 本研修講座のいくつかの内容項目を「教育相談コーディネーター養成研修講座」に盛り込んでいくことで、より多くの教員がソーシャルワークの視点を持てるようにする。
取組7 教育相談事業の実施	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの抱える様々な悩みや困りに対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターで来所相談、電話相談、電子メールによる相談を実施し、合計12,366件に対応した。 ・ 中高生が安心していじめを始めとする様々な悩みを打ち明けられるよう、無料通信アプリLINEを活用した「中高生SNS相談@かながわ」を実施し、3,451件に対応した。 ・ 多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更に多くの中高生の利用につながるよう、周知カードの配付やポスターの掲示に加え、1人1台端末へのデジタルポップの配信を通して、周知していく。 ・ 児童・生徒の命にかかわる緊急性を要する相談を含め、多様化・複雑化する相談ニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、引き続き、相談員のスキル向上を図る。
	
取組8 いじめ防止の研修の実施	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ防止対策推進法」及び「神奈川県いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解を深めるため、生徒指導担当者会議等でいじめに関する情報提供を行い、各県立学校で実施するいじめ防止の研修の充実に努めた。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、各種会議においていじめに関する情報提供を行い、各学校で実施するいじめ防止の研修の充実に努めることにより、いじめに対する教職員の理解を深め、各学校でいじめを早期に発見し、組織的に対応できるようにする。
取組9 かながわ子どもサポートドックの実施	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える子どもを早期に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を新たに開始し

¹⁶ 学校緊急支援チーム

児童・生徒及び教職員の死亡などの重大な事案が発生した際に、学校への指導・助言や、児童・生徒、保護者等の心のケアなどの支援を行うチーム（臨床心理士や県教育委員会の指導主事等で構成）。

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校及び県立中等教育学校では、困難を抱える子どもを効果的に把握するため、1人1台端末等を活用した生徒へのアンケートを年2回実施し、校内会議での情報共有やプッシュ型面談等に活用した。 公立小・中学校では、市町村教育委員会や学校を対象に、スクールソーシャルワーカーアドバイザー等がスクリーニング等の研修を実施するとともに、「子どもサポートハンドブック」を作成し、周知を図った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校及び県立中等教育学校では、1人1台端末等を活用した生徒へのアンケートの内容や実施時期を工夫するなどして、更なる取組の充実を図る。 「かながわ子どもサポートドック」の取組実績等を市町村教育委員会や学校と共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談体制の強化を図る。



※ 当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組1 インクルーシブ教育の推進にかかる環境整備・普及啓発	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が安心して学校生活を送れるよう、「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」でインクルーシブ教育実践推進校¹⁷に指定された4校で、リソースルーム¹⁸等の設備整備を進めた。 公立中学校における適切な進路相談の実施に資するため、公立中学校を対象とした「中学校・高等学校進路相談連絡会」を3回開催し、実践推進校の取組や特別募集の紹介を通じて、関係者間の情報共有を図った。 「インクルーシブ教育推進フォーラム」を2回開催し、実践推進校を始めとした具体的な取組事例の紹介やディスカッション等により、インクルーシブ教育の推進に向けて県民の理解・啓発を図った。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指定した4校における教育環境を整備するため、引き続き、リソースルーム等の改修工事や多様な形態の指導・支援等の充実を進める。 公立中学校等への更なる情報発信を行うため、引き続き、「中学校・高等学校進路相談連絡会」を開催するほか、保護者向けの情報提供を工夫する。 インクルーシブ教育の推進には県民・保護者・教職員等の理解が不可欠であるため、「インクルーシブ教育推進フォーラム」等を活用した意識の醸成を進める。
取組2 義務教育段階におけるインクルーシブ教育推進の取組	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減することを目的として、非常勤講師を公立小学校（政令市を除く30市町村の30校）に配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。 「みんなの教室」の理念¹⁹の更なる普及のため、「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や全県指導主事会議等のほか、各小・中学校等の要望に応じて、研修会の講師として指導主事を103回派遣するなど、教職員等へ情報発信した。 インクルーシブ教育の更なる推進に向けて海老名市教育委員会と「フルインクルーシブ教育推進市町村」に係る協定を締結した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 校内支援体制整備事業（政令市を除く30市町村30小学校）を継続するとともに、各市町村の推進の方向性を踏まえた総合的な支援・連携を行う。 全県での更なる推進に向け、引き続き、「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した周知を図る。 「フルインクルーシブ教育推進市町村」に係る協定に基づき、海老名市と共に会議体を設置し、調査研究を進める。

¹⁷ インクルーシブ教育実践推進校

「県立高校改革実施計画」の中で、障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、知的障がいのある生徒を対象とした特別募集を18校で実施し、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。

¹⁸ リソースルーム

特別募集で入学した生徒ができるだけホームルーム教室等で共に学びながら、キャリア教育などで小集団による指導を受けるほか、生徒の必要に応じて個別指導を受けることができるようにするための教室。

¹⁹ 「みんなの教室」の理念

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びかわり合いを深めながら、必要に応じて適切な指導を受けられるよう、すべての教職員で多様で柔軟な支援体制を整備しようとする考え方。

取組3 県立高校の通級指導 ²⁰ 導入校の取組																															
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 障がいによる学習上・生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による指導（自校通級）を実施し、対象生徒の学習上・生活上の困難の把握や個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。 県立横浜修悠館高等学校において、県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を実施した。 通級指導教室担当校同士のオンライン情報交換会を開催し、各校の対応についての共有を図った。 																														
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善する。 通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、県立横浜修悠館高等学校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等の生徒へ引き続き周知する。 																														
取組4 教育相談コーディネーターの養成																															
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援と校内教育相談体制の充実をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）及び県立学校の教員等を対象に「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。 																														
	<p style="text-align: center;">教育相談コーディネーターの養成数</p> <table border="1"> <caption>教育相談コーディネーターの養成数 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小中累計</th> <th>高校累計</th> <th>小中実績</th> <th>高校実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,062</td> <td>66</td> <td>963</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,181</td> <td>71</td> <td>1,034</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,297</td> <td>80</td> <td>1,114</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,411</td> <td>58</td> <td>1,172</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,525</td> <td>58</td> <td>1,230</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小中累計	高校累計	小中実績	高校実績	令和元年度	2,062	66	963	102	令和2年度	2,181	71	1,034	119	令和3年度	2,297	80	1,114	116	令和4年度	2,411	58	1,172	114	令和5年度	2,525	58	1,230	114
年度	小中累計	高校累計	小中実績	高校実績																											
令和元年度	2,062	66	963	102																											
令和2年度	2,181	71	1,034	119																											
令和3年度	2,297	80	1,114	116																											
令和4年度	2,411	58	1,172	114																											
令和5年度	2,525	58	1,230	114																											
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、校内や家庭で児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援の方法と校内教育相談体制が充実できるよう、講座内容のより一層の充実を図る。 																														

② 専門的な指導や支援の充実

取組1 県立特別支援学校生徒の就労支援	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員を活用し、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行ったほか、就労先・実習先として273事業所を新規開拓した。 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページで周知した。 清掃技能検定を開催し、延べ515名の生徒が受検した。また、審査員養成研修を開催し、延べ305名が受講した。
	<p style="text-align: center;">審査員養成研修の様子</p>

²⁰ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

	<p style="text-align: center;">清掃技能検定受検者数及び受検校数</p> <p style="text-align: center;">■ 受検者（人） ■ 受検校（校） ※分教室を1校としてカウント</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受検者（人）</th> <th>受検校（校）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>564</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>216</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>396</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>497</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>515</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受検者（人）	受検校（校）	令和元年度	564	36	令和2年度	216	15	令和3年度	396	26	令和4年度	497	48	令和5年度	515	48
年度	受検者（人）	受検校（校）																	
令和元年度	564	36																	
令和2年度	216	15																	
令和3年度	396	26																	
令和4年度	497	48																	
令和5年度	515	48																	
<p>今後の取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会自立支援員が開拓した新規実習協力事業所等の情報の効果的な活用に向けて、引き続き社会自立支援員連絡会議等で、各学校での効果的な活用の方法を検討し、実施する。 ・ より多くの企業等が障がい者雇用の参考とできるよう、引き続きホームページで周知を図る。 ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修の受講可能人数を増やし、検定審査を行える教員の確保ができるよう、引き続き周知を図る。 																		
<p>取組2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援の充実</p>																			
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒の通学を支援するため、対象となる医療的ケア児が在籍する17校において、スクールバスもしくは福祉車両等を活用した通学支援の取組を実施した。 ・ 医療的ケアに従事する看護師を1名増員した。 																		
<p>今後の取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の通学支援の更なる充実のために、引き続き関係機関と連携し、事業者の確保に努める。 ・ 看護師の人材確保のため、引き続き県ホームページ・SNS等を利用した募集を行っていくとともに、ポスターや動画を使った募集を行う。 <div style="text-align: center;"> <p>県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ケア承認人数</th> <th>ケア延べ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>228</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>232</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>230</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>232</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>238</td> <td>711</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	ケア承認人数	ケア延べ数	令和元年度	228	712	令和2年度	232	715	令和3年度	230	709	令和4年度	232	714	令和5年度	238	711
年度	ケア承認人数	ケア延べ数																	
令和元年度	228	712																	
令和2年度	232	715																	
令和3年度	230	709																	
令和4年度	232	714																	
令和5年度	238	711																	
<p>取組3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援</p>																			
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校でキャリア教育実践プログラムに基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進めるインターンシップや講演会を行った。 																		
<p>今後の取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁でのインターンシップについては、希望するすべての生徒が就労体験できるように、積極的に受入れを図る。 																		

3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒²¹」への更なる指導・支援の充実

取組1 外国につながるのある児童・生徒への支援体制の充実	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校（政令市を除く公立小学校96校、公立中学校39校）の国際教室に、担当教員を配置した。 外国籍の子どもの在留資格等について理解を深めるために、神奈川県行政書士会が作成した資料を活用し、スクールソーシャルワーカー連絡会等において周知を図るとともに、行政書士を講師に招き、研修会を行った。 JICA横浜と連携し、インクルーシブな学校・地域づくりの実現に向け、外国につながるのある児童・生徒へのより効果的な支援策について、愛川町教育委員会と共に開発・普及を図る地域プロジェクトを継続して実施した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施等についての更なる検討のため、市町村教育委員会担当指導主事や国際教室担当教員が参加する協議会の対象者を拡大するなどして、各学校における効果的な指導の充実を図る。 愛川町教育委員会及び学校と共に取り組む地域プロジェクトを今後も継続し、グローバルな視点からのインクルーシブな学校づくりと、その実現に向けた地域における支援ネットワークのしくみを構築し、全県に周知する。 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村教育委員会と情報共有や協議を継続して実施する。
取組2 多文化教育コーディネーター ²² や学習支援員 ²³ の派遣	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> NPO等と連携して、多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を、外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、学習や学校生活を継続的に支援した。 横浜北東・川崎地区の4校に日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を実施した。 生徒の指導上、保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合、通訳の派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるように支援した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> サポーター等の派遣については、対象校の増加等により、各学校からの要望のすべてには対応できていないこと及び多文化教育コーディネーターの人材確保に課題があるため、国の補助事業を活用しながら適切な派遣に努める。 日本語指導員、多文化教育コーディネーター、学習支援員が役割分担をしながらも、連携した支援が行われるよう、活用する学校へ丁寧な説明会を実施する。 引き続き、外国につながるのある生徒の在籍状況などを精査し、対応が必要な学校を検討するとともに、学習や学校生活を継続的に支援する。
取組3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する「県外・海外・私立等からの志願者説明会」及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会に通訳者を派遣した。 NPOとの協働により、多言語版（10か国語）の「公立高校入学のためのガイ

²¹ 外国につながるのある児童・生徒

日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒や家族が外国にルーツを持つ児童・生徒など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

²² 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

²³ 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

	<p>ドブック」を作成・配布するとともに、県ホームページに掲載し、周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内6か所で外国につながるのある受検者を対象に「高校進学ガイダンス」を開催した。
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高校進学ガイダンス」の開催を、より多くの生徒や保護者に周知していくため、中学校や協力団体を通じたこれまでの周知に加え、県ホームページを充実するなど、より一層効果的な方法を検討する。 ・ NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」の更なる充実を図る。 ・ 日本語を母語としない生徒の高校進学に関する多言語版の情報について、引き続き、県ホームページで周知する。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 現代的な教育課題を適確に受け止めた取組内容であり、課題に対してこれまで着実に取り組んできたことによる確かな実績と、そこから見えてきた新たな課題について正しく丁寧に対応している。中柱1, 2, 3ともに今後の取組方針については説得力があり、さらに粘り強い取組が求められる。

【中柱1-①について】

- 「いのちの授業」が県内全ての学校で行われ、また「いのちの授業」大賞の作文も12,000作品を超えたことは、取組の広がりを感じさせ評価できる。しかしこれらの周知が足りずもっと積極的に広報していくべきである。また「いのちの授業実践研究校」の成果も広く周知してほしい。

【中柱1-②について】

- かながわ元気な学校づくり通信「はにいい」を広く県民に周知する方法を考えてほしい。スマートフォン版を作るなど、より多くの県民に知ってもらい、読んでもらい、理解してもらうべきである。

【中柱1-③について】

- 当事者の児童・生徒に「安心できる場」の提供が重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに任せるだけでなく、教員にも研修などで対応知識を身に付けてもらい、迅速なファーストコンタクトを求めたい。
- 不登校やいじめの認知件数は依然増加しており、これらに対する取組は重要である。児童・生徒や保護者の抱える困難に対して信頼性のある相談体制や支援があることは心強いことであり、今後に繋がっていくと思われる。取組の1から9にあるように大変にきめ細かい対策が立てられており、教育現場の多様で複雑な問題に対して適切に対応がなされている。そして、各取組は互いに連携・協働してシステム化を進めることで実効性ある活動になっている。また具体的には、対面での面談が困難な場合は電話やLINEを活用したSNS相談、1人1台端末を活用するなど対応に柔軟性がある。今後の方向性も正しく、具体的で適切な対応策も見えているので着実に実践していくことが期待される。

【中柱2-①について】

- インクルーシブ教育の普及には「みんなの教室」の理念の普及は重要な取組である。クラスメイトとなる児童・生徒にインクルーシブについて理解を深めてもらうことが大切である。また「インクルーシブ教育推進フォーラム」の実施も関連のNPOや企業などと連携して、広く周知するべきである。

【中柱2-②について】

- 検定事業の取組において、受検者数がコロナ禍前に戻ってきたことは評価できる。ただ清掃以外の分野も検討する必要がある。医療的ケア児支援についてはさらに充実させ、児童・生徒にとって安全で安心な学校にしてほしい。また企業や自治体へのインターンシップ制度は有効なので、活発化させて就労支援の充実を図ってほしい。

【中柱3-①について】

- 取組が多岐にわたっており、またその内容も評価できる。さらに充実した取組にしていくためにも、外国につながる児童・生徒の実態調査を行い、それぞれのケースに合わせた支援の在り方を考えてもらいたい。